

環境再生・資源循環行政の動向



環境省環境再生・資源循環局 局長
山本 昌宏

本稿では、発足から2年を迎えた環境再生・資源循環局の取組について述べさせていただきます。

東日本大震災の発生から、今月11日で8年を経過しましたが、被災地の復興は引き続き最重要の課題です。

除染については、昨年3月までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。帰還困難区域については、福島復興再生特別措置法に基づき、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染を順次進めています。

中間貯蔵施設については、引き続き用地取得を着実に進めるとともに、施設の整備、除去土壌等の輸送を進めています。とりわけ、除去土壌等の輸送については、輸送開始(平成27年3月)からの累積輸送量が昨年12月27日時点で200万m³を達成するなど、順調に進捗してお

ります。あわせて、最終処分量の低減を図るため、除去土壌等の減容・再生利用に関する取組を進めています。

福島県内の特定廃棄物の処理については、特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入を開始しているところです。今後も安全を確保しつつ事業を進めてまいります。また、福島県外の指定廃棄物についても、地域の関係者と調整しつつ処理に向けた取組を進めてまいります。

昨年6月には、第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。本計画では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。特に、各地域の自立分散



と相互連携で循環と共生を実現する「地域循環共生圏」を創造し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくべく、各分野での政策を展開していきます。

海洋プラスチック問題は、漁業や観光業、海洋生態系への悪影響も懸念される地球規模の重要課題であり、この問題の解決に向けては、途上国も含めた、世界全体での取組が不可欠です。環境省では、今年6月のG20までに政府として「プラスチック資源循環戦略」を策定するとともに、国民各界各層が一つの旗印の下に連携協働し、3Rなどの取組を国内外に発信する「プラスチック・スマート」キャンペーンを展開し、世界のプラスチック対策をリードします。

また、去年は7月豪雨や北海道胆振東部地震など、全国各地で自然災害による大きな被害が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に進むよう、これまで蓄積してきたノウハウを活用して、発災直後から環境省職員及び、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)の専門家で構成された現地支援チームを派遣し、全国の自治体や関係団体、民間事業者等の御協力のもと、災害廃棄物処理に関する様々な支援を行っています。また、今後想定される大規模災害も念頭において、平時から、災害廃棄物の円滑な処理体制の確保及び

処理施設の防災拠点化等の強靱化対策を進めてまいります。

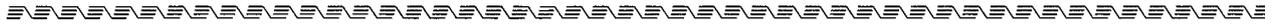
一般廃棄物処理施設の整備については、昨年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画において、従来から取り組んできた3Rの推進、気候変動対策や災害対策の強化に加えて、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の観点も位置づけています。昨年末の重要インフラ緊急点検結果も踏まえた上で、地域の需要に的確に応えられるよう、広域化・集約化を図りつつ、着実に進めてまいります。

また、汚水処理の未普及地域の解消に向けて、生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、高性能な浄化槽の普及によって、早期の汚水処理未普及解消と、魅力ある水環境の創出や暮らしの質改善により地域の経済発展や活性化を促進してまいります。

さらに、ごみ焼却発電や浄化槽といった我が国の優れた技術について、政府の「インフラシステム輸出戦略」に基づく海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）等を踏まえ積極的な海外展開を図り、途上国における循環型社会の構築に貢献するとともに、我が国の循環産業の発展を図ります。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度の見直しや電子マニフェストの更なる普及拡大に努めます。中国・四国・九州及び沖縄の各県の変圧器、コンデンサー等のPCB廃棄物は、本年3月に処理施設の





立地自治体との約束の期限を迎えますので、期限内処理の達成に向け、関係者と連携しつつ取り組んでまいります。

今後とも、環境再生・資源循環行政への御協力を切にお願い申し上げます。

リサイクル行政のうち、容器包装リサイクル法については、2016年5月の中央環境審議会・産業構造審議会合同会合の意見具申を踏まえ、環境負荷低減と社会全体のリサイクルコストの削減を図ります。食品リサイクル法については、第四次循環型社会形成推進基本計画で示された、家庭から発生する食品ロスの削減目標の達成のため、全国の自治体と連携して取組を進めるとともに、現在進められている中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会の合同会合の議論をもとに、取組を進めてまいります。自動車リサイクル法については、不法投棄・不適正保管対策を推進するとともに、環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ制度の実現に向けた取組を進めてまいります。また、太陽光発電設備のリユース・リサイクル等を適正に行うための施策についても検討してまいります。家電リサイクル法や小型家電リサイクル法については、回収率や回収量の更なる向上を目指した取組を進めます。来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、使用済小型家電から入賞メダルを製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に引き続き積極的に取り組んでまいります。

